弁護士 高下謹壱先生の法律相談

第20回

「小売業での外国人雇用に関する問題」

Q 最近、コンビニや量販店、ブランド店などの小売業でも外国人が働いているのを見る機会が多いですが、外国人の就労についての規制はどうなっているのでしょうか？

A 外国人の方は、出入国管理および難民認定法（入管法）で定められている在留資格の範囲内において、日本国内での活動が認められています。現在、在留資格は27種類ありますが、就労の可否に着目すると次の３種類に分けられます。

①在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格17種類

このうち小売業に関係あるのは、技術・人文知識・国際業務（通訳）、技能、技能実習ですが、これらに単純労働（小売店の現場業務）は認められません。

②原則として就労が認められない在留資格５種類

このうち、小売業に関係あるのは、留学生・就学生および家族滞在の者は「資格外活動の許可」を受ければ、原則１週間28時間以内であれば現場業務も認められます。

③就労活動に制限がない在留資格４種類

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、日系２世、３世の方は、「日本人の配偶者等」または「定住者」として在留する場合に限り、就労活動に制限はありません。

Q 接客やレジ、在庫管理といった仕事は認められるでしょうか。

A それらは単純労働とみなされがちな仕事内容ですので、「技術、人文知識、国際業務」といった就労ビザは許可は下りませんし、そういったビザでこれらの単純労働に従事することはできません。

Q 秋葉原や銀座の小売店では外国人客が多く、外国語ができる外国人スタッフの需要が多いと思いますが、「通訳」では認められますか。

A 接客やレジ、在庫管理といった小売業のスタッフレベルの職種では、たとえ外国語で接客をするといっても、単に「通訳」という職種で申請した場合、通訳ではなくて接客であるとして認められないという判断をされる可能性が高いです。

Q 外国人が確実に就労可能な在留資格はなんでしょうか。

A 留学生や「家族滞在」の在留資格を持っている外国人なら、「資格外活動許可」を取得した上で週28時間までなら働くことができます。

一番間違いないのは「日本人の配偶者等」「永住者」「永住者の配偶者等」「定住者」といった在留資格を持っている外国人を採用することです。フルタイムで働けます。

Q 上記のような在留資格以外の外国人で、正規の就労ビザ（在留資格）をとれるケースとはありますか。

A 量販店やブランドショップの場合，外国語を使う割合がかなり高い場合は、個別具体的なケースで「技術・人文知識・国際業務」が認められる可能性があります。

Q 通訳（国際業務）では認められますか。

A 通常の接客の仕事では許可はだめでしょう。入国管理局へ説明を要する内容としては、当該外国人の業務の中で１日や年間、季節での外国語を使う機会の程度、どこの国籍の外国人客を対象とするかなど、国籍ごとの顧客データ等々を細かく分析した文書を作成し、丁寧に入国管理局へ説明をすることが必要です。これらの手続きは専門の行政書士や弁護士に相談、依頼することが大事です。なお、平成30年12月に外国人の在留資格を拡充する入管法改正がされましたので、小売業界への適用についての内容を研究することが必要です。

＜掲載内容に関するご質問、お問合せについて＞
高下謹壱法律事務所　電話 03-5568-6655（代）
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館４F
http://www.takashita-law.jp